

富山県情報公開審査会答申概要（答申第11号）

件名	公立の小学校、中学校における不登校の状況等に関する調査票（平成15年度分、16年度分及び17年度分）に係る部分開示決定処分に対する異議申立ての件
開示請求年月日	平成18年5月2日
実施機関の決定日	平成18年6月13日
実施機関（担当課）	教育委員会（学校教育課）
決定内容	部分開示決定
非開示理由	富山県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第2号（個人情報）
異議申立て年月日	平成18年7月14日
異議申立ての内容	実施機関が非開示とした部分の開示を求める。
諮問年月日	平成18年8月18日
答申年月日	平成19年2月21日
争点	実施機関が条例第7条第2号（個人情報）を理由に一部を非開示とした決定の妥当性

審査会の判断

<結論>

富山県教育委員会（以下「実施機関」という。）が公立の小学校、中学校における不登校の状況等に関する調査票（平成15年度分、16年度分及び17年度分）についてした部分開示決定は、妥当である。

<理由>

1 対象公文書について

本件調査票は、文部科学省が全国的に行った「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（平成15年度分、16年度分及び17年度分）において、それぞれ県内のすべての公立小学校及び中学校が回答を記入の上、市町村（又は学校組合）教育委員会を經由して実施機関に提出されたものである。その内容は、学校名、記入者氏名及び電話番号（以下「学校名等」という。）を記入の上、次の9項目（調査項目8は、平成17年度分のみ）について、人数や内容等を記入する方式で作成されている。

調査項目0：理由別長期欠席者数

調査項目1：不登校児童生徒の有無

調査項目2：不登校児童生徒数及び学年別内訳

調査項目3：不登校となった直接のきっかけと不登校状態が継続している理由

調査項目4：不登校児童生徒への指導結果状況

調査項目5：上記調査項目4の「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒」に特に効果のあった学校の措置

調査項目6：相談・指導を受けた機関等

調査項目 7：指導要録上出席扱いとした児童生徒数

調査項目 8：自宅における IT 等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数

本審査会において、実施機関から本件調査票の写しの提出を受け、その内容を確認したところ、本件調査票のうち、様式並びに学校名等及び「1 不登校児童生徒の有無」欄の記入内容のほか、その他の記入欄で有意な情報が識別される部分（人数、印又は具体例の記入内容及び未記入であってもそれを開示することにより関連する記入内容等が類推される部分をいい、以下「本件非開示部分」という。）以外の部分については開示されていることが認められる。

2 条例第 7 条第 2 号（個人情報）該当性について

条例第 7 条第 2 号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により、他の情報と照合する場合を含め、特定の個人を識別することができるものについては、同号ただし書に該当する情報を除き、非開示情報とする旨規定している。

（1）条例の解釈及び運用における個人情報の取扱い

条例第 3 条後段は、この条例全体の解釈及び運用に当たっての基本として、「実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならない」と規定し、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護すべき旨を明らかにしているところ、本件非開示部分は、児童生徒の不登校という優れて個人のプライバシーに関するもので、教育的にも慎重な対応を要する事項に係る情報であり、その保護に最大限の配慮が求められている。

（2）理由別長期欠席者数（調査項目 0）

ここには、年間 30 日以上欠席した児童生徒について、不登校、病気、経済的理由等 7 つの理由別の人数が記入されており、一般に、この情報のみにより特定の個人を識別することはできないものと思われる。

しかしながら、一般に、長期に欠席している児童生徒が在籍する学校の教職員、児童生徒及びその保護者、さらには近隣住民等（以下「学校関係者等」という。）は、周囲の状況から、特定の児童生徒が長期欠席者であることを通常知り得るものと考えられるところ、この情報と上記の情報とを照合することにより、新たに、理由別に記入された人数に係る児童生徒が誰であるかを識別することができるおそれがある（特に該当する児童生徒の少ない学校ほど、その可能性が高い。（3）及び（4）の場合においても同じ。）ことから、条例第 7 条第 2 号の非開示情報に該当するものと認められる。

（3）不登校児童生徒数及び学年別内訳（調査項目 2）

ここには、不登校児童生徒の人数（前年度より継続分を別途うち書）が学年別及び男女別に記入されており、上記（2）と同様、一般にこの情報のみにより特定の個人を識別することはできないものと思われるが、学校関係者等が通常知り得る長期欠席者に係る情報と照合することにより、当該不登校児童生徒が誰であるかを識別することができるおそれがあることから、条例第 7 条第 2 号の非開示情報に該当するものと認められる。

（4）その他の調査項目（調査項目 1 を除く。）

ここには、不登校となった直接のきっかけと不登校が継続している理由別人数及び類型外の具体例（調査項目 3）、不登校児童生徒への指導結果状況別人数（調査項目 4）、「指導の結果登

校する又はできるようになった児童生徒」で特に効果のあった学校の措置の内容（調査項目５）、相談・指導を受けた機関等別人数（調査項目６）、指導要録上出席扱いとした児童生徒数（調査項目７）並びに自宅におけるＩＴ等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数（調査項目８。平成17年度分のみ）の必要事項が記入されている。

これらの情報についても、調査項目３に係る具体例の一部を除き、上記（２）及び（３）と同様、一般に、それだけで特定の個人を識別することはできないものと思われるが、学校関係者等が通常知り得る長期欠席者の情報と照合することにより、新たに、当該不登校の状況等に係る特定の児童生徒を識別することができるおそれがあることから、条例第７条第２号の非開示情報に該当するものと認められる。

（５）異議申立人の主張に対する判断

まず、不登校児童生徒の氏名等については学校関係者等に既に周知されている実態にあり、また、識別される側である児童生徒が必ずしも非開示を望むとは限らないから、特定の個人が識別されることをもって非開示とした実施機関の判断は大いに疑問であるとしている点については、上記（１）で述べた条例の解釈及び運用の基本並びに第７条第２号の規定に照らして相容れない独自の見解であり、採用できない。なお、富山市の旧町・村に係る本件調査票を富山市教育委員会が全部開示していることから、実施機関もこれにならって全部開示するのが当然であるという点については、異議申立人から提出された意見書に添付されている富山市教育委員会が開示した文書を見ると、本件調査票（各学校ごとの個票）そのものではなく、それを旧市町村の教育委員会がとりまとめた市町村集計票であり、双方に記載されている情報の範囲が異なるものであることから、参考にならないといわざるを得ない。もとより、県の行政機関である実施機関が情報公開を行うに当たっては、県の条例の規定のみに基づいて行うべきものであって、富山市が市の情報公開条例に基づいて行う対応に何らの影響を受けるものではないので、念のため申し添える。

また、本件調査票の開示により県民がその記載内容と実態とを照合して調査結果の精度を高めることができるという公益性にかんがみ、個人情報保護を超えて開示すべきであるとしている点については、条例第９条に非開示情報が記録されている場合であっても公益上特に必要があると認めるときは開示することができる旨の規定があるが、本件について特にその必要がないとした実施機関の判断は、上記（１）で述べた条例全体の解釈及び運用の基本に照らしても妥当なものと認められ、異議申立人の主張には理由がない。

(参考)

富山県情報公開条例(抜粋)

(解釈及び運用)

第3条 実施機関は、公文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるようこの条例を解釈し、及び運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならない。

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) (略)

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名(当該公務員等が規則で定める職にある職員である場合その他公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、氏名を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(3)~(6) (略)

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報(第7条第1号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。